

会議録

1. 会議の名称 図書館協議会
2. 開催日時 令和4年5月19日(木)午前10時30分～12時
3. 開催場所 熊取町立熊取図書館 2階ホール
4. 議題 案件1 令和3年度図書館事業報告について
案件2 熊取町第4次生涯学習推進計画中間見直しについて
案件3 その他
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 傍聴者数 0人
- 7 審議会等の概要

●案件1について

【事務局からの説明】

「熊取町第4次生涯学習推進計画」及び「熊取町第3次子ども読書活動推進計画」に基づき実施した「図書館活動報告令和3年度」(事前配付資料)について説明した。

【各委員からの主な質問・意見等】

○子どもの利用が増えた要因は何か。

→令和2年度はコロナ禍で夏休みが短縮されたため、宿題の課題も少なく、調べる学習コンクールへの参加や行事等も見合わせていたが、令和3年度はほぼ通常どおり行事を開催し、夏休みの宿題等のため来館する子どもが多く、貸出が増えた。

○団体へのサービスで、社会福祉施設へのリサイクルの譲与冊数が増えているが、施設の内訳はどうか。

→全て高齢者向けの福祉施設。令和2年度はコロナ対策で福祉施設への譲与を中止した影響もあると思う。

●案件2について

【事務局からの説明】

第4次生涯学習推進計画の策定から5年目の今年度に、アンケートの実施及び事業等の振り返りを行い、中間見直しを行うことについて説明した。

【各委員からの主な質問・意見等】

○見直しのテーマ等はあるか。

→生涯学習全体的には、SDGsという観点を取り込んでいく予定。図書館事業についてはこれから施策のチェックをかけていく段階。

●案件3 その他

①電子図書館の導入について

【事務局からの報告等】

○電子図書館システムについて、10月頃から電子書籍貸出サービスの開始を目指して導入する予定であることを説明した。

【各委員からの主な質問・意見等】

○購入予定のコンテンツ数1300タイトルは、予算額が決まっているのか、タイトル数が決まっているのか。

→システム導入費、ランニングコスト、コンテンツ料金合わせて約600万円の予算を計上しており、デジタル関連等の補助金で賄う予定。

○どのような電子書籍を購入する予定か。

→児童書は、「子ども読書活動推進計画」にもあげたヤングアダルト世代(10代の若い人たち)に向けてPRできるようなもの、破損しやすい子どもの簡単な図鑑的なものなど、丁寧に選定していきたい。一般書は旅行のガイドブックや資格取得の本など、電子書籍に向いているものを購入していく予定。

○電子図書館は、利用者にとっても図書館にとってもいろいろ変わっていく要素があると思うので、現場がそれで何が変わっていくか、初めは検証しながらやっていかないといけないと思う。

○障がいのある方も図書館を使いやすくする「読書バリアフリー法」が施行されており、電子図書館は、図書館に来館できない方にとっても便利になると思う。視覚障害者向けに電子データが活用できるなら、音声で聞けたり特殊な機械を通して立体的に絵などを浮き上がらすことでどんな絵が描かれているかわかったり、発達障害者の中には文章が上手に読めないが音読されたものなら読書ができる。著作権の問題などあると思うが、将来的に期待したい。

→電子図書館の場合どなたでもご利用できるという関係で、すべての資料が障がいのある方に向けた対応が取れておらず、音声読み上げ機能やマルチメディアデジターと同様の機能を持つコンテンツは、特定の書籍となると思うが、電子図書館を導入するにあたって、そのような機能があるコンテンツは購入し、読書バリアフリー法に基づいた環境の整備の一つとして電子図書館を活用していきたい。

①会議室の在り方について

【事務局からの報告等】

○図書館の会議室等は、図書館法第17条の無料の原則に準じて、使用範囲を読書活動などに限定し無料で貸出してきたが、近年、それ以外の活動で使用を希望する団体からの声が少なからずあり、空いている時間については、現在の使用範囲にあてはまらない団体でも、他の社会教育施設と同様、

有料で貸出しできるように変更することと、減免規定について検討していくことについて説明した。

【各委員からの主な質問・意見等】

○行政の事業で、実際民間団体が運用し会議室等を使用するケース、例えば、ゆうゆう大学のある事業を民間団体が企画して実施する場合、民間団体がその準備のために会議室を借りる時に有料では動きにくい、できないということになるので、考慮して決めていただきたい。

→基本的に町としてやらないといけない事業をやっている中では、利用料を徴収する考え方はない。

○読書活動や社会教育の関係で会議室等を使っていた人たちが、使用範囲を広げることで、既に予約が入っていて活動ができないとにならないように、いろんな取り決めをしていただきたいと思う。

→これまでの活動は優先的に考えていく。あくまでも空いているところを開放することを考えている。

○もともと権利として、文化の権利、音楽の権利、スポーツの権利、学習の権利をどう考えるかというのがあって、それがあつたので苦し紛れに減免措置を考えてきたのが歴史のストーリーで、最初からそういう話があつたわけではない。それはお金を取るために理屈を考えて論理構成をされたという流れがあるので、そこで無理すると免除されているものとそうでないものの分断を生むから、スポーツも文化も学習もなぜ権利として基本的に承認されてきたのかを、この際いいチャンスなので、図書館協議会委員だけでなく、社会教育委員、免除されている団体も、役場の関係当局の人や煉瓦館の人も一緒に、なぜもともと無料だったのが変化してきて、今このような状態になったのかという勉強会をやったほうがいいと考える。

○文庫連の会員の3分の2以上が図書館があつて当たり前の町で暮らして、以前からの流れで会議室を無料で使うのが当たり前になってしまっている。自分たちは無料が当たり前と思っているが、そうではない住民も出てくる中で、なぜ有料なのか、なぜ無料なのかということ、会員の中でもしっかり学ぶことが必要だと思う。

○図書館の会議室・ホールの稼働率が具体的にどのぐらいか、どのぐらいの範囲だったら図書館関係団体以外の人に貸し出しができるのか。今は漠然としていて、もしかしたらなし崩しに有料になという心配がある。また、有料にして、町としてどれぐらいの費用対効果が生まれると考えているか。

○図書館のホールは、ピアノがあつて広いが、イベントをするには照明・音響の設備が整っていない。この場所を大事にしてここを盛り上げようという人が来てくれたら嬉しいが、安いし広いから使いたいぐらいで借りる人はどんな扱いをするかわからない。また、ホールの質は専門の人を入れないと維持できないが、入れようと思ったら使用料を取る以上のお金がかかると思う。それならこのまま無料でもいいと思う。

○近隣の市で施設の料金を妥当な金額か検討する委員会があり、その時いろいろ調べてもらったら、公共施設で減免しなければならぬことが法的に書かれてあるのは障害者だけだった。他の減免はほとんどローカルルールなので、そのローカルルールをどう作って運用していくかが難しい。

○市民団体への補助金の審査員をやっている時その審査は、応募してきた団体が何をしている団体なのか、公益性があるかどうか、共益性あるかどうか、その活動がどのぐらい多くの人たちに利益をもたらすか、よく調べないといけないし、自分たちだけの利益のために使っているのであれば、補助金

の対象にはできないなどを判断している。申請してきた提出書類で、団体の規約を作っているか、これまでの実績がどうかだったか、たくさん資料を出してもらって判断してる。市民活動を育てるという観点から、うまく書類を出せない団体にはダメと突き返すのではなく、こういうふうに活動を変えていってもらったら補助金の対象になるんじゃないかとか、こういう人たちと組み合わせて活動したらどうかとか、アドバイスをして育てていこうという発想があった。減免の対象になるかならないかとか、ここを使えるかどうかというルールをきちっと決めるということと合わせて、ここを盛り上げていくためにその人たちにどんな活動をしてもらえるのかという提案ができるぐらいのことがいるのかもしれない。

○行財政の合理化の論理と、受益者負担の論理と、権利は対立しているので、教育委員会のサイドは権利の論理をまず出してその上でこういう状況だと論理的に組み合わせないといけない。

○一般に会議室使用を広げて図書館利用につながるというメリットは希望的観測で期待しないほうがいい。一度に一般に使用範囲を広げるのではなく、まずは以前図書館の関係団体が交流した「ひろがる図書館の輪」で集まった身近な団体の人たちの声から拾い上げて、そういう人たちにできるだけ使ってもらって一緒に図書館を盛り上げていくのはどうか。

○次回の図書館協議会は10月～11月で開催予定。なお、今期の図書館協議会はこの会議が最後となる。次の会期についてのことは、あらためて連絡する。

8 審議会の情報	名称	図書館協議会
	根拠法令等	図書館法、図書館条例
	設置期間	平成6年4月1日～
	所掌事項	図書館の運営に関すること
	委員数	10名

9 担当課 図書館